

みちのく記念病院に対する行政処分の決定等について

1. 経過

市は、県の協力を得ながら、令和7年2月19日から5月15日までに、計6回、みちのく記念病院に対して医療法（以下、「法」という。）に基づく立入検査を実施し、その結果、違反事項が確認されたことから、法の規定による行政処分の必要性が認められると判断し、7月18日付けで、その旨を、行政処分の権限を有する県に対し通知した。

2. 行政処分に至るまでの県の判断

県では、市からの通知の内容や事実関係について精査した結果、以下の事実が明らかになり、これらは、法第15条第1項に違反するとともに、その運営が著しく適正を欠くものであるため、法第24条の2第1項の規定による措置命令の要件に該当すると判断した。

＜明らかにした事実＞

- ・医師の正確な勤務時間等を把握してこなかった
- ・医師の勤務時間等に関して、市及び県に対して事実が認められない報告をしてきた

3. 行政処分の内容等

(1) 処分年月日

令和7年9月2日

(2) 処分内容

医療法第24条の2第1項の規定による措置命令（改善措置命令）

＜措置の内容＞

- ① みちのく記念病院の健全かつ適切な運営及び医療提供体制を確保するため、管理者は、医師の勤務時間、勤務内容、勤務場所等の勤務管理を適正に実施できるよう、客観的な方法により勤務時間等を把握する体制を構築すること。
- ② 医師の正確な勤務時間等を把握してこなかった経緯、また、医師の勤務時間等に関して、市及び県に対して事実が認められない報告をしてきた原因を調査し、再発を防止する対策を講ずること。

＜措置の履行期限＞

上記の措置について、令和8年2月28日までに講ずること。

4. 行政指導

市では、令和7年3月7日に改善勧告を行った「病室の定員超過」などの事実について、その後、改善状況を確認してきたが、一連の立入検査等において、医師の勤務実態や入院患者の管理状況などに関し、事実と異なる報告が行われてきたという問題の背景には、同院における法令遵守意識の希薄さが認められると判断し、法令遵守意識の観点から、改めて、「病室の定員超過」などが発生した原因・経緯等を検証し、再発防止策を講じるとともに、職員の法令遵守意識向上に資する対策に取り組むよう、本日付けで、市保健所長から行政指導の文書を交付した。

5. 今後の対応

(1) 指導・監督のあり方

みちのく記念病院に対する定期・臨時の立入検査を振り返り、県などの関係機関を交えながら、検証・検討を行う。

(2) 病院に対する対応

みちのく記念病院の健全かつ適切な運営及び医療提供体制が確保され、行政処分や行政指導に対して着実な改善が図られるよう、引き続き、県と連携を図りながら、必要な対応を行う。